

太陽光発電設備等共同購入事業 業務仕様書

太陽光発電設備等共同購入事業（以下「本事業」という。）において、さいたま市（以下「本市」という。）内の住宅等の建物へ太陽光発電設備等の購入・設置を希望する者（以下「購入希望者」という。）を募り、太陽光発電設備等の普及拡大を図るに当たり、本市と共同で本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、本仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業スケジュール（目安）

- ① 購入希望者の募集開始・・・・・・・・・・令和7年4月頃
- ② 施工事業者の決定・・・・・・・・・・令和7年5月頃
- ③ 購入希望者の募集終了・・・・・・・・・・令和7年8月頃
- ④ 購入希望者への購入意思の確認締切・・令和7年9月頃
- ⑤ 太陽光発電・蓄電池の設置工事期限・・令和8年8月頃

※資源エネルギー庁の審査による遅延や購入希望者との調整に時間を要したなど、やむを得ない理由により、期限までの工事完了が困難な場合は、工事完了予定時期を本市へ報告のうえ、購入者へ説明を行うこと。

※再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用する場合には、事業実施年度中に事業計画の認定取得可能なスケジュールとすること。

※事業を継続して実施する場合、本市と協議のうえ決定すること。なお、事業スケジュールは上記のスケジュールを参考とすること。

※協定の有効期間が終結した際においても、既に実施済みの事業による設置工事が滞りなく行われるよう、監督を行うこと。

2 業務内容

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。業務内容について、実行性のある内容を具体的に示した事業計画書を本市に提出すること（任意様式）。

イ 業務の実施に当たっては、各部門に責任者を選任すること。

ウ 実施体制について、各責任者及び担当等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を提出すること（任意様式）。

(2) 購入希望者へ提供するプラン作成及び見積書の提示

ア 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備及び蓄電池」及び「蓄電池」の3プランとし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を提示す

ること。

イ 購入希望者の意思により、プランの他にV2H等の設備の工事も行うことができるものとするが、太陽光発電設備若しくは蓄電池の設置を行わない場合、他の設備のみの提供は行わないこととする。

ウ プランで対象とする太陽光発電設備等は、日本産業規格、あるいはこれと同等の民間規格等に準ずる製品であること。

エ 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提示し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。なお、概算見積書の提示の際は、購入希望者が一般的な料金プランと容易に比較し、購入の判断ができるよう配慮すること。

オ 購入希望者が個別の見積書の作成を希望した場合、購入希望者に係る必要な情報を施工事業者へ提示できるものとし、施工事業者は現地調査等を通じて、購入希望者へ個別の見積書を提示すること。

カ 個別の見積書の提示に当たり、契約内容等について、施工事業者は十分に説明を行い、購入希望者へ最終的な購入意思の確認をすること。

キ 支援事業者は、購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるように必要なサポートを行うこと。

(3) 広告宣伝、購入希望者の募集

ア 市民等に対して、効果的、効率的な広告宣伝を行うこと。

イ 広告宣伝の内容については、本市と協議して定めるものとする。チラシ等の電子データはいずれも二次利用が可能なものとする。

ウ 広報用の資料等について、デザインにかかる経費は支援事業者の負担とする。

エ 報道機関等から取材の申込みがあった場合は、原則として本市に事前に了解を得ること。

オ 購入希望者の募集期間中において、本事業に関心のある市民等に対して説明する機会を設けること。

(4) ホームページの構築及び運営

ア 本事業に係るWEBサイトの構築、運用、メンテナンスを行うこと。

イ WEBサイトを使用して購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。

ウ WEBサイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講ずること。

エ WEBサイトにおいては、どの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるよう構築することとし、アクセス状況について報告すること。

オ WEBサイトのアクセシビリティについて、JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(5) 施工事業者の公募及び選定等

ア あらかじめ設定する入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。なお、支援事業者又は支援事業者と資本・人的関係にある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。

イ 入札参加要件について、さいたま市内に営業所・事業所を有する事業者が多く参入できるよう十分配慮がなされること。

ウ 入札参加要件の詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

エ 入札参加要件を満たした事業者により入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。なお、最も安価な入札を行った事業者と同一の価格により業務履行が可能な入札参加事業者が存在し、その必要性が認められる場合には、複数の施工事業者を選定することができるものとする。

オ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用として一般送配電事業者に対する系統連系申込、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請に係る費用を含むこと。

カ 施工事業者の入札参加要件には、次の内容を含めること。

(ア) 経営実績が健全であること

(イ) 契約履行能力があること

(ウ) 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること（生産物賠償責任保険等）

(エ) 施工に関する損害への保険に加入していること（工事保険等）

(オ) 次のいずれかに該当しないこと。

(1) 役員等（施工事業者が個人である場合にはその者を、施工事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時協定を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 施工事業者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、施工事業者に対し

て当該契約の解除を求め、施工事業者がこれに従わなかったとき。

(カ) 関係法令を遵守すること

キ 施工事業者選定の入札結果は、速やかに本市へ報告し、公表すること。

ク 支援事業者は施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。

(ア) 施工事業者が選定基準を満たしている事業者という旨

(イ) 設置工事期限

(ウ) 個人情報保護

(エ) 関係法令の遵守

(オ) 支援事業者と施工事業者間の責任の区分

ケ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応すると共に、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告することとし、必要に応じて、支援事業者と連携して対応すること。

コ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに本市に報告すること。

(6) 問合せ対応

ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への業務研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 本市に対して問合せ及び苦情があった場合は、速やかにコールセンターが対応を引き継ぐこと。

カ 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録して、本市へ報告すること。

(7) 太陽光発電設備等の施工監理・検査

ア 太陽光発電設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じて指導及び是正指示を行うこと。

イ 施工事業者の工事について第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。

ウ 第三者機関は次の要件を満たすこと。

(ア) 太陽光発電設備、蓄電池について、点検及び検査業務を行っていること

(イ) 支援事業者及び施工事業者と利害関係にないこと

(ウ) 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

エ 太陽光発電設備等の引き渡し時には、支援事業者の監督のもと、施工事業者が購入者に対して、設備の取り扱いや点検方法、保証内容、使用終了後の処理方法（リユースなど）等について、十分な説明を行うこと。

(8) アンケート調査

ア 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。

イ アンケート内容については、本市と協議の上、決定すること。

ウ アンケートの分析結果は、個人を特定できない形で本市に共有すること。

(9) 本事業の収益

支援事業者の収益は、施工事業者から得る契約件数等に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は、施工事業者において軽減されたと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

3 事業成果物

支援事業者は、購入希望者募集実施年度分に係る施工完了後1ヶ月以内に、下記に掲げる書類を提出すること。

- (1) 実績報告書（事業の概要、収支状況、広告宣伝の実績、設置の実績等）
- (2) チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ
- (3) アンケート等の集計結果

4 その他

- (1) 支援事業者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- (2) 事業成果物に係る全ての著作権は、本市に帰属するものとする。
- (3) 事業成果物に含まれる支援事業者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作物は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (4) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、支援事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。
- (5) 支援事業者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 支援事業者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。なお、本事業の実施に際し、支援事業者の責めに帰すべき事由により本市、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、本市と協議の上、業務を進めることとする。